

COMMONS は、社会のために何かしたい人、NPO という道具を活かしたい人を応援することで、組織の壁・心の壁を越えて、人がつながり共に行動する市民社会の実現を目指します。

## NPO法が5年ぶりに改正！

阪神淡路大震災での市民活動の隆盛を受け、1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（通称：NPO法）も、誕生から18年。これまで3度改正され、最後に改正されたのが、寄付者優遇税制の拡大やNPO法人会計基準などが導入された2011年でした。

それから5年。今年6月1日に参議院本会議で、全会一致で可決、一部改正されました。詳細は次のページにまとめてありますので、ぜひご確認の上、しっかり対応できるように、準備を整えてください。

既にNPO法人となっている団体には、次の対応が求められます。それぞれ施行日が異なります。しっかり変更内容を確認の上、法律違反とならないようご注意ください。特に、新設された「1. 貸借対照表の公告」は、多くのNPO法人にとって定款変更が必要となりますし、法改正に対応せずにそのままになってしまう可能性が考えられます。施行日までまだ時間がありますが、今後しっかり情報収集して、法改正に備えてください。

一方、「2. 登記簿謄本から資産総額が削除」は朗報です。これまで活動実態のある全てのNPO法人は、毎年法務局で資産変更登記が求められていましたが（対応されてい了吗か？）、施行日以降は不要となりました。変更登記が不要となるのは、事務作業の大きな軽減となります。



1. 貸借対照表の公告
2. 登記簿謄本から資産総額が削除
3. 事業報告書類などの備置期間の延長
4. 内閣府のNPOポータルサイトの情報拡大

また、これからNPO法人を設立しようと検討している市民にとってはNPO法人設立認証にかかる期間が短縮され、朗報です。

新たなNPO法を活かし、市民の力を示すことが期待されています。今度は我々の番です。しっかりと対応しましょう。

ページ番号	内容
1~2	NPO法改正のポイントと対応方法
3~4	NPO法人会計基準普及調査とNPO法人実態調査の結果
5~6	commons の活動とスタッフの紹介
7	NPO労務よもやま話、commonsのオススメ助成金

## 発行：認定NPO法人 茨城NPOセンター・commons

【本部】  
〒310-0022  
茨城県水戸市梅香二丁目1番39号  
茨城県労働福祉会館2階  
☎：029-300-4321  
FAX：029-300-4320

【大工町事務所】  
〒310-0031  
茨城県水戸市大工町1-2-3  
トモスミとビル4階  
☎：029-291-8990  
FAX：029-291-8991

【たすけあいセンター「JUNTOS」】  
〒303-0005  
茨城県常総市水海道森下町4335  
JUNTOSハウス  
☎：0297-44-4281  
FAX：0297-44-4291

eメール：info@npocommons.org

ウェブサイト：www.npocommons.org

ツイッター：@NPO\_Commons

# NPO法改正のポイントと対応方法

改正のポイント	これまでの課題	改正前	改正後	対象	対応方法	施行日	留意点
① 貸借対照表の公告	NPO 法人の情報公開が進んでいない	規定なし	毎年度、貸借対照表作成後、遅滞なく公告することが必須	NPO 法人	<p>以下のうち、定款で定める方法で公告(これまで公告しなかったほとんどの法人で定款変更が必要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 官報に掲載(数万円かかる)</li> <li>2. 日刊新聞に掲載(大変高額なのでお勧めできない)</li> <li>3. 電子公告(NPO 法人のウェブサイトや、所轄庁及び内閣府のポータルサイトも利用可) ※ ただし、作成日から5年が経過した日を含む年度末まで継続して公告することが必須 ※ 公告期間が中断した場合、①中断に過失がない、②中断期間が公告期間の10分の1以下、③中断後速やかにその旨を追加公告する、の3つを満たす場合、中断は公告の効力に影響しない。</li> <li>4. NPO 法人の主たる事務所で、誰でも見やすい場所に掲示</li> </ol>	政令で定める日 (2019年1月7日までに施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合等登記令や内閣府令の改正まで、具体的な手続きが判明しないため、定款変更はそれまで行うべきではない。しっかり情報収集して備えましょう。</li> <li>・ 費用で考えれば、導入手続きに手間がかかるものの、電子公告が現実的でオススメ</li> <li>・ 事務所掲示は、すぐに無理なく対応できるが、情報公開という点で不十分</li> <li>・ 官報や日刊紙を選択する場合、要旨の公告で十分</li> </ul>
② 登記簿謄本から資産総額が削除	変更登記手続きが負担	毎年度、法務局に資産総額変更登記を行わなければならない	資産総額が削除され、資産変更登記が不要			組合等登記令が改正されてから	
③ 事業報告書類などの備置期間の延長	テロ行為への資金供与にNPO 法人などが悪用される恐れがある(国際基準作りを行う)	3年	5年(作成日から5年が経過した日を含む年度末まで)		<p>所轄庁(茨城県)に提出している以下の書類を事務所でしっかりファイリング。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業報告書</li> <li>・ 活動計算書</li> <li>・ 貸借対照表</li> <li>・ 計算書類の注記</li> </ul>	2017年4月1日予定	

改正のポイント	これまでの課題	改正前	改正後	対象	対応方法	施行日	留意点
	多国間の枠組みの金融活動作業部会にて改善勧告あり)			認定 NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産目録</li> <li>年間役員名簿</li> <li>正会員名簿</li> </ul> 上記のほか、以下もファイリング <ul style="list-style-type: none"> <li>役員報酬規程</li> <li>助成金の支給を行った際の実績書類</li> </ul>		
④ 事業報告書類の公開期間の延長			5年	NPO 法人所轄庁(茨城県)			
⑤ 内閣府の NPO ポータルサイトの情報拡大	NPO 法人の情報公開が進んでおらず、信頼性が低い		積極的に同サイトを活用し、情報公開するよう努力する	NPO 法人	法人情報をできるだけ登録、更新する	2016年6月7日	<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login">https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login</a>
⑥ NPO 法人設立認証申請時の書類縦覧期間の短縮	NPO 法人設立までに時間がかかっている	2か月	1か月	NPO 法人を新設する団体			国家戦略特区(茨城は対象外)では、2週間に短縮可能
⑦ NPO 法人設立認証申請書類の軽微なミス修正期間の短縮	修正に時間がかかる	1か月以内	2週間以内		ミスを修正する場合、迅速に対応しなければならない 修正すべき箇所を早めに指摘しなければならない	2017年4月1日予定	
⑧ NPO 法人設立認証申請時の書類のウェブ公表	公告されている縦覧書類を閲覧している市民はなかなかいない	NPO 設立認証申請時の書類は公告のみ	インターネットによる公表も可能に	NPO 法人所轄庁(茨城県)			
⑨ 海外送金に関する書類は全て事後届出	事務作業が負担	200万円超を海外送金する場合、事前に書類備え置きし、所轄庁(茨城県)へ都度提出	金額に関わらず、年度1回の事後提出	認定 NPO 法人		内閣府令が改正されてから	施行日(2017年4月1日予定)の属する年度以前は、従来どおり
⑩ 「仮認定 NPO 法人」から「特例認定 NPO 法人」へ	「仮認定」という名称では寄付を集めにくい	仮認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人	仮認定 NPO 法人		2017年4月1日予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定基準は変更なし</li> <li>施行日に行われた申請は、特例認定 NPO 法人の申請とみなされる</li> </ul>



# NPOの会計情報公開の実態が明らかに

2014年度に県内NPO法人が所轄庁（茨城県）を通じて公開した財務諸表をもとに、NPO法人会計基準協議会と連携し、NPO法人会計基準普及調査を実施しました。県内NPO法人が対象です。同基準普及の進展状況を可視化し、普及における課題や今後の普及方法の検討材料とするためです。この調査は

ほぼ毎年全国的に行われています。調査にはNPO支援に関心のある税理士のグループ「会計支援いばらき」や3つのNPOの協力を得ました。この調査により、全国のNPO法人を網羅した『NPO法人会計基準2015』が発行されました。以下は主な調査結果です。

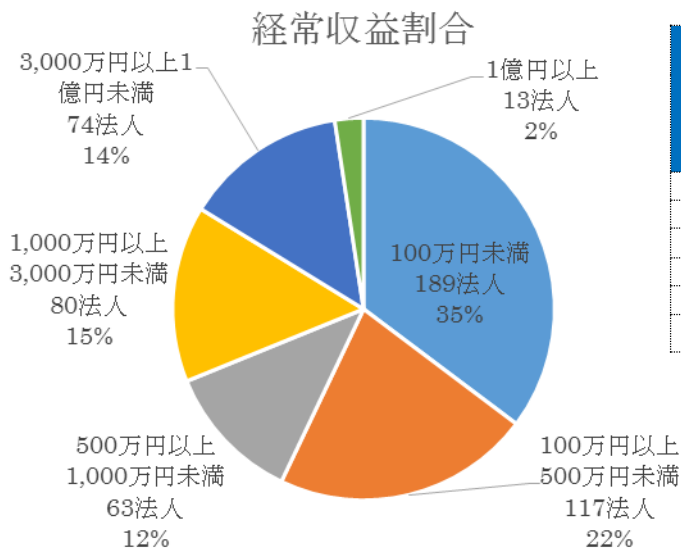
調査年度	2013		2015	
対象地域	茨城県		全国	
会計基準普及率	<p>Yes 32 6.2% No 484 93.8%</p>		<p>Yes 66 12.3% No 469 87.7%</p>	
	<p>Yes 204 20.3% No 803 79.7%</p>			
<p>会計基準普及率とは、以下の設問全てを満し、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表を作成している法人の割合のことです。茨城では若干改善されているものの、全国と比較し、普及に大きく後れを取っています。その最大の理由は、以下のとおり注記を作成していないためです。</p>				
財務諸表の注記作成率	<p>Yes 44 11.6% No 334 88.4%</p>		<p>Yes 84 17.7% No 390 82.3%</p>	
	<p>Yes 285 37.0% No 486 63.0%</p>			
<p>活動計算書を導入しているNPO法人のうち、財務諸表の注記を作成している法人の割合です。こちらも前回調査から若干改善されているものの、全国平均と比較し、20ポイントも後れを取っており、大変恥ずかしい状況です。</p> <p>NPO法人会計基準は強制ではありませんが、ルールを統一化することで法人間の比較ができるようにし、活動内容がわかりやすく伝えられるようにするものです。これはNPOへの社会的信頼や支援を増やす上で、大変重要なことです。</p> <p>注記とは、事業別の損益の内訳または事業費の内訳、使途等が制約された受取寄附金や受取助成金の内訳、固定資産や借入金の増減内訳、役員及びその近親者との取引の内容などを示す重要書類であり、活動計算書(P/L)や貸借対照表(B/S)だけでは表現できない重要な会計情報を、必要に応じて開示項目を選択し、公開するものです。NPO法人会計基準では、「計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。」の一文は必ず記載するとしています(そのためには以下のチェック項目を満たさなければいけません)。残念ながら、上記のようにほとんどの法人がそれを意識していません。活動計算書及び貸借対照表に加えて、注記も必ず公開しなければならない書類です。</p> <p>注記の作成については、次のページをご覧ください。 &lt; <a href="http://www.npokaikaikijun.jp">www.npokaikaikijun.jp</a> &gt;</p> <p>会員や寄付者、支援者などに対し、会計情報は積極的に公開し、市民から信頼される法人を目指しませんか? コモンズは行政と連携し、今後も会計について学び研修を繰り返し開催していきますので、ぜひ一緒に会計力を鍛えましょう。</p>				

番号	項目	確認方法
1	活動計算書	タイトルは「活動計算書」になっていますか?
2	経常収益	経常収益は、「受取会費」「受取寄付金」「受取助成金等」「事業収益」「その他収益」の5分類になっていますか?(該当する項目がない場合は省略可能)
3	経常費用	経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けたうえで、「人件費」と「その他経費」に分けられていますか?
4	当期正味財産増減額	収益から費用を引いて、当期正味財産増減額が計算されていますか?
5	次期繰越正味財産額	次期繰越正味財産額は、貸借対照表の「正味財産合計」の金額と一致していますか?
6	資産・負債・正味財産	貸借対照表が「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つの区分に分類されていますか?
7	資産合計	貸借対照表の「資産合計」と「負債及び正味財産合計」の金額が一致していますか?
8	財務諸表の注記	財務諸表の注記は作成されていますか?

# 茨城のNPOセクターの運営実態も明確に

項目	数字	調査時点
県内 NPO 法人数	789 法人	平成 28 年 6 月末日現在
これまでに解散や認証取り消しとなった県内 NPO 法人数	181 法人	平成 28 年 2 月 29 日現在
これまでに県内で解散や認証取り消しとなった法人の割合	18.9%	

調査項目	2010年度	2014年度	差	増減率
財務諸表を提出していた法人数	412	536	124	30.1%
経常収益の合計額	5,770,736,713	8,733,483,488	2,962,746,775	51.3%
経常収益の平均額	14,006,643	16,293,812	2,287,170	16.3%
経常収益が 0 円の法人数 (会計調査対象 NPO 法人数に占める割合)		30 5.6%		
受取寄附金の合計額	312,271,976	233,104,083	-79,167,893	-25.4%
受取寄附金の平均額	757,942	434,896	-323,046	-42.6%
受取寄附金の経常収益に占める受取寄附金の割合	5.4%	2.7%	-2.7%	-50.7%
受取寄附金が 0 円の法人数 (会計調査対象 NPO 法人数に占める割合)	217 52.7%	312 58.2%	95 5.5%	43.8% 10.5%
受取寄附金が経常収益の 5 割を超える NPO 法人数 (会計調査対象 NPO 法人数に占める割合)		40 7.5%		



地域	NPO法人数		差	
	2012年	2016年 2月29日現在	数	増加率
県北	88	113	25	28.4%
県央	148	177	29	19.6%
鹿行	45	60	15	33.3%
県南	241	336	95	39.4%
県西	68	93	25	36.8%
茨城県全域	590	779	189	32.0%

茨城県内の NPO 法人も 800 近くに増えたものの、解散や認証取り消しとなった法人も 2 割近くとかなり増えています。また、解散していなくても、経常収益が 0 円のいわゆる「幽霊法人」も全体の 6% となっており、NPO 法人全体の信頼性の低下につながる状態となっています。

県内 NPO セクター全体の「市場」としては、87 億円にまで膨らみ、前回調査から 5 割以上拡大しました。そのため、1 法人あたりの経常収益が 1,600 万円を超えるようになりました。有給職員が数名いる事業規模です。これは障害者総合支援法に基づく障害者支援団体や、介護保険法に基づく高齢者支援団体がさらに拡大したことにもよると思われます。

NPO 法人の事業化がさらに進む中、大変気になるのは受取寄附金が減少傾向にあることです。これは前回調査でも表れて

いましたが、全体の事業規模が拡大する中、受取寄附金の合計が 7,900 万円以上も減少しているのは由々しき事態です。金額自体もそうですが、寄付を全く集めていない法人が 312 法人、全体の 6 割近くにも達しています。

NPO は単なる行政の下請け機関ではありません。法制度の網から漏れ、支援の手が届きにくい方（例えば生活困窮者やひきこもりなど）に対して、寄付やボランティアを通じて市民の力を集め、助けあいの地域社会をつくるのが本来の市民社会のあり方だと思います。行政や企業などではどうしてもならない多様な地域課題に対応する手段として、寄付など支援財源は大変重要です。

市民が参加できる活動を企画し、積極的に活動情報を発信し、寄付を集めてみませんか？

# コモنزの活動とスタッフ

常総の水害で被災された方を支援する活動などを通じ、コモنزのスタッフもだいぶ増えましたので、改めてご紹介したいと思います。

## 市民組織の運営支援

- 会計、労務などの研修開催
- 法人設立や、会計、労務、認定 NPO 法人、助成金、ボランティアなどの相談対応
- 市民活動に関する情報提供や調査研究 など

## NPO や市民の皆さんへ

NPO 法人として市民から信頼され、寄付やボランティアなどが多く集まる組織と一緒に目指しましょう。各地で開催される研修や相談会などにぜひご参加ください。

## 持続可能な地域づくり

- 協働推進に関する研修や会議のコーディネート、情報提供
- 企業 CSR の支援
- 地域円卓会議などを通じた協働プロジェクトづくり など

## NPO や市民の皆さんへ

様々な市民や組織がつながる機会をつくりますので、ぜひご参加ください。組織連携による地域の課題解決プロジェクトと一緒に作り上げましょう。

## 寄付社会づくり

- 常総や熊本で被災された方を支援する活動のための募金活動
- 寄付つき商品の開発・販売
- 企業などと連携した冠助成
- 市民団体の資金獲得力向上 など

## NPO や市民の皆さんへ

茨城に寄付文化を生み出すため、一緒に募金活動を行いましょう。



事務局長 大野 寛



会計・総務担当  
菊池 康弘



会計担当 中原 雅美



事務局スタッフ  
青木 高志

## セーフティネットづくり

### グッジョブセンター水戸

就労困難な若者を地域の働き手に変えるため、仕事の開拓、提携団体とのネットワークづくり、ジョブトレーナーの研修、訓練作業プログラムづくりなど。若者が手伝えそうな仕事や事業所をご紹介します。



センター長/コーディネーター  
石関 宏子



ジョブトレーナー  
北野 寿久



ジョブトレーナー  
梶山 瑞江



ジョブトレーナー  
小幡 登



ジョブトレーナー  
瀬谷 哲彦

### 福島から移られた方々と共に生きる事業

茨城に移られた方の戸別訪問や交流行事開催、生活再建に関する企画運営など。隣県民として、福島の方との交流にご協力ください。



浪江町復興支援員  
八橋 誠



浪江町復興支援員  
森 美恵



浪江町復興支援員  
中嶋 淳栄





代表理事／センター長  
横田 能洋

## たすけあいセンター「JUNTOS」

活動分野	活動内容	NPOや市民の皆さんへ
<b>J</b> (情報)	毎週ラヂオつくば（FM84.2）でラジオJUNTOSを放送。これまでの放送はホームページ（ <a href="http://www.juntos-joso.org">www.juntos-joso.org</a> ）で視聴できます。	番組をつくる市民レポーターになりませんか？
<b>U</b> (運転)	通学、通院、買い物に行きたいが車がない方や運転できない方などを対象に、送迎を実施。	送迎ボランティアになりませんか？
<b>N</b> (直し隊)	空き家の修復活動を行っています。今後は、住宅のカビや白アリの悩みへの対応策を検討します。	日曜大工やリフォームを手伝っていただけませんか？
<b>T</b> (届け隊)	被災された方の経験や声をまとめた「ぬくもりのバトン」プロジェクトの本を作成中。物資を届けながらの見守りも実施中。	物資仕分けや届けるボランティアを募集しています
<b>O</b> (お話しし隊)	つくば市に避難している方を対象に月1回茶話会を開催。JUNTOS農園での野菜づくり、ヨガ教室など住民同士の交流活動を実施。	畑作業などお手伝いください
<b>S</b> (共に住み隊)	空き家を活用した福祉長屋（見守り付き共同住宅）づくりを模索。	一緒に共同住宅をつくりましょう



学習支援コーディネーター  
川口 恵美里



学習支援コーディネーター  
北原 真理恵



コーディネーター  
長村 裕佳子

### グローバルセンター <[www.commonsglobalcenter.org](http://www.commonsglobalcenter.org)>

- 定住外国人の児童生徒を対象としたアフタースクールや、中学生とその保護者を対象とした進学ガイダンスの開催
- 定住外国人の中高生を対象とした相談対応や情報提供などを通じたキャリア形成支援
- 通訳の派遣や翻訳文書作成、プレクラスの実施による学校の個別対応
- 日本語指導・国際学級担当教員を対象とした情報交換会の開催
- サッカーなどの行事開催を通じた保護者のネットワークづくり
- 諸手続きや医療、家族などに関する相談対応 など

### NPOや市民の皆さんへ

アフタースクールでの教育ボランティアなどを通じて、定住外国人の児童生徒の学習環境づくりや生活支援を一緒に行いましょう。

# NPO 労務よもやま話

民間企業で約 40 年間総務に携わってきた新スタッフの菊池が、労務について語ります。

NPO 法人でも、スタッフを雇用する場合は、様々な労働関係の法律が適用されます。その中でも重要な、賃金に関する注意点を今回はお伝えします。

## 【最低賃金】

最低賃金額は、都道府県ごとに「地域別最低賃金」が時間給で設定されています（業種によって異なりますが、2016年9月現在、茨城は時給747円）。労働者が最低賃金を下回る金額で働くことを合意していたとしても、その合意は無効になります。

また、有償ボランティアについては、以下のような厚生労働省の見解があります。

「有償ボランティア」と称し、賃金以外の名称で報酬が支払われていても、労働者性が存在するとみられる場合がある。例えば NPO においては賃金以外の名称で報酬が支払われていることがしばしばあるが、中には、従事者が時間を指定されて働いている場合があり、この場合、使用者の指揮命令の下にあるとして労働基準法上の「労働者」に該当する可能性があり、その場合には、最低賃金額以上の賃金を支払う必要がある（2004年6月18日厚生労働省発表）。

NPO の指揮命令のもと、「労働」の対価としてお金を受け取れば、それは「賃金」となってしまいます。ただ、市民の自発的意思に基づいて、拘束性の少ないボランティア活動に参加したことに對する「謝礼金」なのか、労働に對する対価の「賃金」なのか、判断が難しいところです。現在の労働法制が、有償ボランティアという概念にまだ追いついていない部分もあります。有償ボランティアか労働者かどうかは、あくまで実態で判断されますが、NPO 法人の実態に合った労働法制のあり方についても、一緒に考えていきましょう。

## 【賃金支払の5原則】

労働基準法では、賃金の支払について次の5つの原則を定めています。

- ① 通貨払の原則・・・賃金は通貨で支払わなければならない、商品などの現物で支払うことはできません。
- ② 直接払の原則・・・賃金は、直接職員に支払わなければならない（銀行振込は可）。
- ③ 全額払の原則・・・賃金は、全額支払わなければならない。
- ④ 毎月1回以上払の原則・・・毎月1回以上であれば、月給でも、週給、日給でも可能です。
- ⑤ 定期払の原則・・・賃金は、一定の期日に支払わなければならない。

# コモンズのオススメ助成金

名称		対象事業	対象団体	助成金額 上限	申請 締切	ウェブサイト
トヨタ財団 国内 助成プログラム	しらべる助成	地域課題の発掘や事前調査及び事業戦略立案のための事業	法人格の有無・種類は不問	100万円/件 (半年間)	9月30日 (金)	www.toyotafound.or.jp/program/community.html
	そだてる助成	地域課題解決に向けた事業、担い手育成のための事業		上限なし(平均597万円/件 (2年間))		
JT NPO 助成事業	通常助成	地域コミュニティの再生と活性化につながる、多様な世代を対象とした事業(分野は問わない)	非営利法人として活動実績が1年以上ある団体	150万円/件	10月20日 (木) 必着	www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npo/entry/index.html
中央ろうきん 若者応援ファンド		多様な人・組織が連携し、若者応援の仕組みをつくり、拡大する事業	法人格の有無は不問	200万円/件 ※ 継続助成は100万円/件	10月28日 (金)	http://chuo.rokin.com/about/csr/assistance/youth_support/
中央ろうきん 助成プログラム	スタート助成	新たな活動の開始費用	実績不問	30万円/件(最長3年継続)	例年1月中旬	http://chuo.rokin.com/about/csr/assistance/assistant_program/
	ステップアップ助成	活動を展開・定着させるための活動	スタート助成で2、3年助成された団体	100万円/件		
損保ジャパン 日本興亜福祉財団	NPO 基盤強化 資金助成	組織基盤強化事業や事業の拡充に必要な費用	社会福祉事業を行う NPO 法人など	50万円/件	10月31日 (月)	www.sjnkwf.org/jyosei/kibankyouka.html www.sjnkwf.org/jyosei/nintei-npo.html
	認定 NPO 法人 取得資金助成	認定 NPO 法人取得関連費用なら使途不問		30万円/件		
年賀寄附金配分事業		社会福祉や被災者支援、文化財保護、青少年育成、スポーツ、環境保全など(施設改修や機器・車両購入含む)	NPO 法人など (任意団体は不可)	500万円/件	11月11日 (金)	www.post.japanpost.jp/kifu/topics/h280831_01.html
IT の力を NPO に！ ソフトウェア寄贈プログラム		ソフトウェア寄贈		手数料分のみ自己負担	随時募集	www.techsoupjapan.org

## 発行：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ

【本部】  
〒310-0022  
茨城県水戸市梅香二丁目1番39号  
茨城県労働福祉会館2階  
☎：029-300-4321  
FAX：029-300-4320

【大工町事務所】  
〒310-0031  
茨城県水戸市大工町1-2-3  
トモスミとビル4階  
☎：029-291-8990  
FAX：029-291-8991

【たすけあいセンター「JUNTOS」】  
〒303-0005  
茨城県常総市水海道森下町4335  
JUNTOS ハウス  
☎：0297-44-4281  
FAX：0297-44-4291

eメール: info@npocommons.org    ウェブサイト: www.npocommons.org    ツイッター: @NPO\_Commons